

議第149号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の経緯

(1) 認定こども園法の一部改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」といいます。）の一部が改正され、次のとおり、地方公共団体に対する義務付けの見直しがされました。

ア 指定都市の長又は中核市の長による「幼保連携型認定こども園以外のこども園の認定」及び「幼保連携型認定こども園の設置等の認可」に係る都道府県知事への事前協議を事前通知とすること。

イ 指定都市の長又は中核市の長が「幼保連携型認定こども園以外のこども園の認定」又は「幼保連携型認定こども園の設置等の認可」をした場合における都道府県知事への当該認定又は認可に係る申請書等の写しの送付に係る規定を削除すること。

(2) 国の基準の一部改正

(1)に伴い、地方公共団体が条例で「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を定めるに当たって従う等とされる「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」（以下「国の基準」といいます。）について所要の改正が行われました。

2 条例の改正の内容

国の基準の一部改正と同様に、認定こども園法から引用する条項の整理をします。

3 施行期日

公布の日